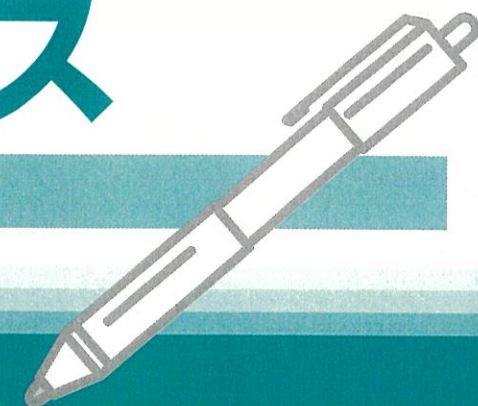


消費税

インボイス制度の 導入ガイドンス

GUIDANCE



I インボイス制度の概要と今後のスケジュール

- ① インボイスって何?～制度の概要 …………… 1
 - (1) 消費税の仕組みとインボイス
 - (2) 消費税の計算と仕入税額控除
 - (3) 区分記載請求書からインボイスへ
 - (4) インボイス発行事業者の登録手続
- ② インボイス制度の導入・登録申請スケジュール …… 3
 - (1) 登録申請の手続
 - (2) 免税事業者向けの経過措置

II インボイス制度導入による変更点

- ① インボイスを発行する売手側の対応 …………… 4
 - (1) インボイスを交付できる者
 - (2) インボイスの記載事項
 - (3) 消費税額等に1円未満の端数が生じた場合
 - (4) インボイスの交付義務の免除
 - (5) インボイスの特別な交付方法

- ② インボイスで仕入税額控除をする買手側の対応 …… 9
 - (1) 帳簿及びインボイスの保存
 - (2) 帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる場合
 - (3) 免税事業者からの課税仕入れに対する経過措置
- ③ 税額計算の方法～積上げ計算と割戻し計算の選択 …… 11

III 免税事業者に求められる対応

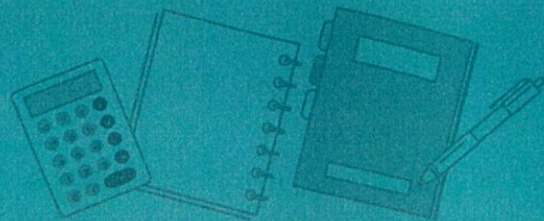
- ① 免税事業者に想定される事態と求められる対応 …… 12
 - (1) 取引先を失う可能性も
 - (2) 取引先を失う事態を回避するには
- ② 免税事業者の登録手続 …………… 14
 - (1) 原則～登録日が令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以降の場合
 - (2) 経過措置～登録日が令和5年10月1日を含む課税期間の場合

大竹税務会計事務所

〒101-0021 東京都千代田区外神田4丁目14番2号
東京タイムズタワー1709

TEL 03-5256-0130 FAX 03-5256-0112

I インボイス制度の概要と今後のスケジュール



1 インボイスって何?～制度の概要

(1)消費税の仕組みとインボイス

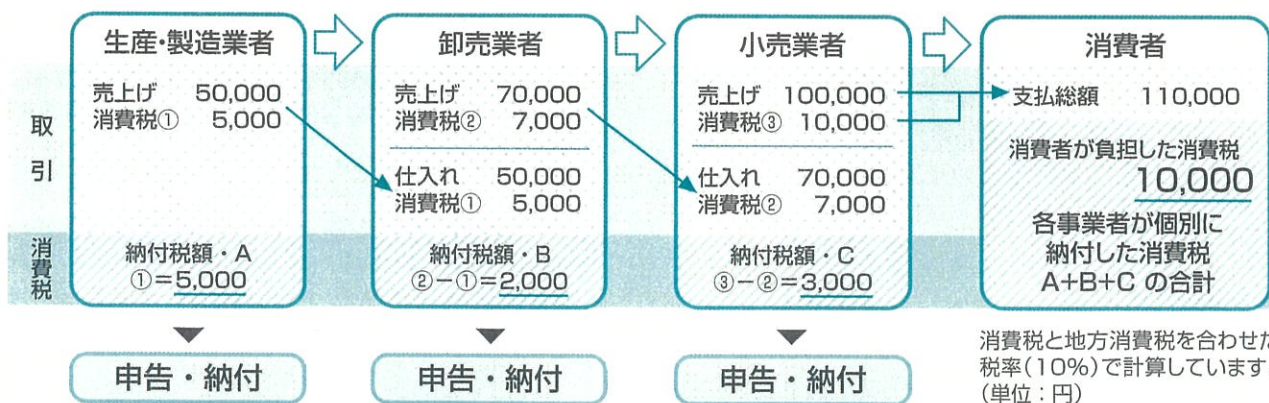
令和5年10月1日以後の取引から使用される消費税法上の「適格請求書」、これを**インボイス**と呼んでいます。

インボイスは、取引における**売手側**(売上げを計上する事業者)が、**買手側**(仕入れをする事業者)に対して、その適用税率や消費税額を正確に伝えるためのツールであり、紙の書面だけでなく、電子取引による電子イン

ボイスも検討されています。

消費税の仕組みを簡単に見ておくと、消費税は物品の販売やリース、サービスの提供に対して幅広く課税されるものであり、最終的には消費者が税を負担し、取引の各段階で事業者が申告・納付をしています。したがって、インボイスは、消費税の申告・納付をする事業者間の取引において必要となります(消費者に交付するレシート等にインボイスの記載を求めているものではありません)。

■消費税の負担と納付の流れ



(出所)国税庁資料を加工

(2)消費税の計算と仕入税額控除

インボイスは、消費税額の計算に大きな影響を及ぼします。消費税額は次の算式のように課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて計算します。これを仕入税額控除といいます。消費税は売上代金とともに受領した預り金といえるものですから、各事業者は仕入代金とともに支払った消費税

を、売上時に預かった消費税から先に精算(マイナス)して消費税を申告・納付することになります。

買手側の事業者がこの仕入税額控除の適用を受けるには、一定の記載要件を満たした**帳簿と請求書等を保存**しておかなければなりません。インボイスの交付を受けられないと仕入税額控除が制限、又は令和11年10月以後は適用できなくなります。

■計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^*(\text{売上税額})$$

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

$$- \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^*(\text{仕入税額})$$

仕入税額控除

(出所)国税庁資料を加工

(3) 区分記載請求書からインボイスへ

令和5年10月1日にインボイス制度が導入される背景には、令和元年10月の消費税率の10%への引上げと一緒に導入された軽減税率制度があります。

飲食料品や一定の新聞を対象とする8%の軽減税率と10%の税率が混在することになったため、取引相

手の事業者には適用税率を正確に伝えるツールとして、4年間の準備期間を経てインボイス制度が導入されることになりました。なお、**令和元年10月から令和5年9月末までの4年間は区分記載請求書**が利用され、仕入税額控除ができる要件として区分記載請求書等保存方式が採用されています。

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称

(出所)国税庁資料を加工

令和5年10月1日から、区分記載請求書から登録番号等が加わる適格請求書、いわゆるインボイスへと、さらに仕入税額控除の適用を受けるための要件は、区分

記載請求書等保存方式から**適格請求書等保存方式**へと変わります。

■仕入税額控除の要件

	～令和5年9月30日 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月1日～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス)等 の保存

ここが
変わります

(出所)国税庁資料を加工

▶ここがポイント

課税売上高が1,000万円以下であることから、消費税の申告・納付が免除されてきた免税事業者はインボイスを発行することができません。買手側からインボイス発行を要

請される場合に備えて課税事業者を選択することを検討する必要があります。免税事業者の対応は後ほど詳しく取り上げます。

(4) インボイス発行事業者の登録手続

インボイス制度の大きな特徴として、事前の登録手続があります。インボイスの発行は課税事業者に限られますが、課税事業者であれば自動的にインボイスを発行できるわけではなく、事前に税務署からインボイスの発行事業者の登録を受けなければなりません。

登録を受けると、登録番号や登録年月日が事業者に通知されるほか、国税庁ホームページの「適格請求書

発行事業者公表サイト」(令和3年10月運用開始)にインボイスの発行事業者の氏名や法人名、登録番号等が公表されます。事業者は取引の開始時や仕入税額控除の適用に当たって取引先の番号等を同サイトで確認することになります。

なお、登録番号は、①法人番号を有する課税事業者は「**T+法人番号(13桁の数字)**」、②個人事業者や人格のない社団等は「**T+13桁の数字**」がつけられることになります。

2 インボイス制度の導入・登録申請スケジュール

(1) 登録申請の手続

インボイスの発行事業者になるための登録申請の手続は、インボイス制度導入から2年前の**令和3年10月1日**から受付が始まります。

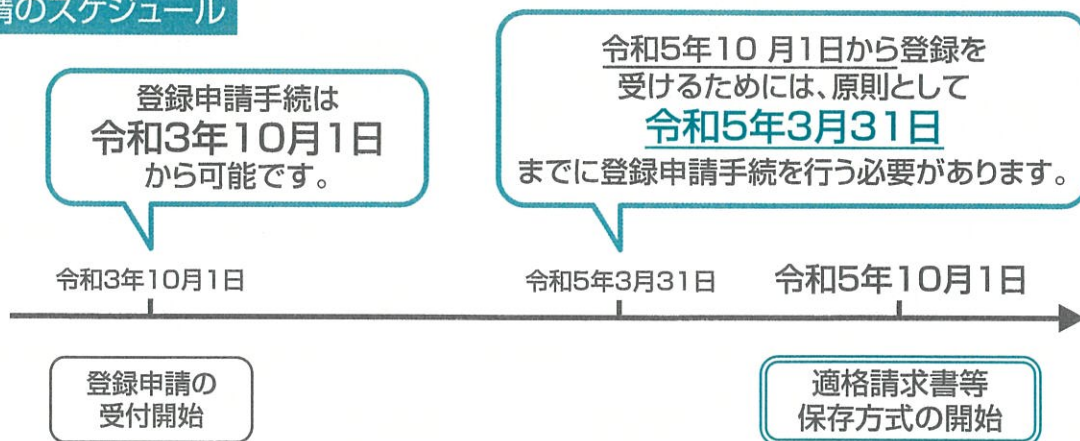
登録申請書は、e-Tax(電子申告のツール)を利用して提出できるほか、個人事業者はスマートフォンでも手続ができます。なお、郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、所轄税務署ではなく、各国税局の

インボイス登録センターとなる点に注意が必要です。

下図のように令和5年10月1日以後の取引からインボイスを発行するため、原則として令和5年10月1日のスタート時から登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。



■登録申請のスケジュール



(出所)国税庁資料を加工

(2) 免税事業者向けの経過措置

免税事業者がインボイスの発行を行うためには課税事業者にならなければなりません。原則では、課税事業者になるために「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出するところから始めなければなりません。令和5年10月1日の属する課税期間については「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなくても免税業者

が登録事業者になることができる経過措置が設定されております。詳細はP14をご覧ください。

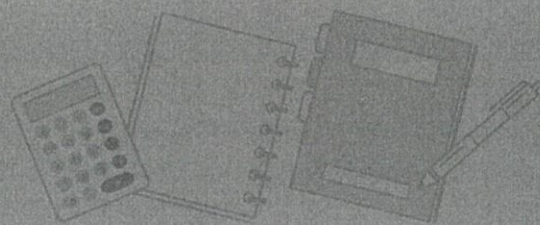


▶ここがポイント

免税事業者がインボイス導入時の令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合は自動的に登録

日から課税事業者となるため、消費税課税事業者選択届出書を別途提出する必要はありません。

Ⅱ インボイス制度導入による 変更点



1 インボイスを発行する売手側の対応

(1) インボイスを交付できる者

インボイス(適格請求書)を交付できるのは、インボイスの発行事業者に限られます。

この発行事業者になるためには、そもそも消費税の課税事業者でなければなりません。したがって、免税事業者は、課税事業者になるために消費税課税事業者選択届出書を納税地の税務署に提出し、課税事業者になる必要があります。

次に、令和3年10月1日以降、インボイスの発行事業者の登録申請書を納税地の税務署に提出して審査を受けます。

審査が通ると、税務署はインボイスの発行事業者登

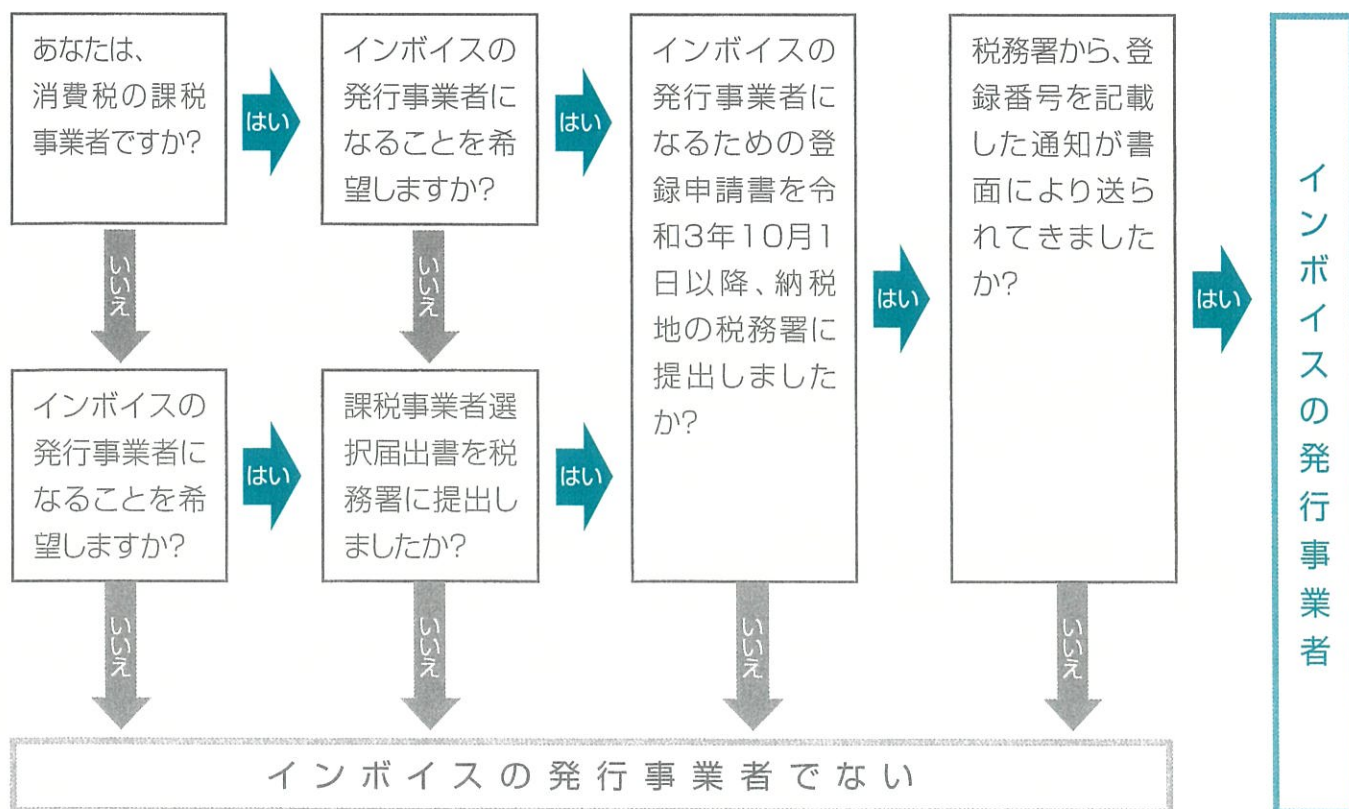
録簿に登録します。そして、国税庁のホームページで、事業者名・登録番号・登録年月日・所在地などが公開されます。さらに、登録申請をした者には、書面により登録番号を記載した通知が税務署から届けられます。

以上により、インボイスを交付することができる発行事業者となることができます。

ここがポイント

インボイスを交付できるのは、消費税の課税事業者で、しかも、税務署に登録申請をした者に限られます。

■インボイスの発行事業者になるまでのフロー図



(2) インボイスの記載事項

インボイスに必要な記載事項は次のとおりです。

記載事項

- 下記の下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、**インボイス**に代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス

- ①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円

△△商事(株) ← ①

登録番号 T 012345...

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象

簡易インボイス

- ①簡易インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

スーパー〇〇

東京都... 登録番号 T 123456... ← ①

××年11月30日 ← ②

領収書

ヨーグルト ※	1	¥108
カップラーメン ※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		¥50
※ 軽減税率対象		
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

(出所)国税庁資料を加工

ここがポイント

現行の請求書(区分記載請求書)から追加された項目は、**登録番号**、**適用税率**、**税率ごとに区分した消費税額等**の3点のみです。

インボイスの発行事業者はインボイスを交付する義務があるとともに、交付したインボイスの写しまたは、電子インボイスのデータを保存する義務があります。

(3) 消費税額等に1円未満の端数が生じた場合

インボイスの記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じた場合には、各インボイスにつき、税率ごとに1回のみ端数処理を行います。

なお、端数処理は、切上げ・切捨て・四捨五入などいずれの方法でも構いません。

例えば… 1回の買い物で、税抜価格が170円のヨーグルトと210円のカップラーメンを買った場合に、軽減税率の8%をそれぞれにかけると、ヨーグルトは183.6円、カップラーメンは226.8円となりますが、これらをそれぞれ端数処理(切捨て)し、183円、226円として合計409円とするのではなく、いったんは税抜価格のまま足し上げた後、これに軽減税率8%をかけて410.4円とし、その端数を切り捨てて410円とするのが正しい処理となります。

詳しくは、下記の図をご覧ください。

例①：認められる例

〇〇(株) 御中

請求書

〇年11月30日

(株)△△

請求金額(税込)60,197円

(T123…)

※は軽減税率対象

日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	—
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	—
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	花鉢	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

計算例

- 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
 - 8%対象：27,060円(税抜き)
 - 10%対象：28,158円(税抜き)
- それぞれ、消費税額を計算
 - (税率ごとに端数処理1回ずつ)
 - 8%対象：27,060× 8/100=2,164.8→2,164 円
 - 10%対象：28,158×10/100=2,815.8→2,815 円

⇒インボイスの記載事項として認められる。

例②：認められない例

請求書

〇〇(株) 御中

〇年11月30日

(株)△△

請求金額(税込)60,195円

(T123…)

※は軽減税率対象

日付	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合
算

合算

計算例

- 個々の商品ごとに消費税額を計算
 - (その都度端数処理)
- 計算した消費税額を、税率ごとに合計
 - ⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、インボイスの記載事項としては認められない。

※個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

(出所)国税庁資料を加工



(4) インボイスの交付義務の免除

インボイスを交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(ただし、3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者から委託を受けた受託者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売等

- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売等(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の販売等(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

(5) インボイスの特別な交付方法

ア 複数の書類による対応

インボイスは、一定の記載事項が記載された請求書等の書類のようですが、1種類の書類のみですべての記載事項を満たす必要はありません。

例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて、仕入税額控除が認められるインボイスとすることができます。

例 請求書と納品書で記載事項を満たす場合

請求書

⑥ (株)〇〇御中 ××年10月31日

② 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
合計	109,200円(消費税9,200円)
10%対象	66,000円(消費税6,000円)
8%対象	43,200円(消費税3,200円)

④

⑤ △△商事(株)

① 登録番号 T012345...

納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013 (株)〇〇御中

納品No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)

納品No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
××年10月1日

品名	金額
牛肉 ※	5,400円
じゃがいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

③

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(出所)国税庁資料を加工

イ 仕入明細書等による対応

買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等をインボイスの代わりとして保存することにより、

仕入税額控除の適用を受けることができます。

ただし、その場合には、記載する登録番号は売手、つまり課税仕入れの相手方のものとなる点や売手の確認を受けたものに限られます。

例 仕入明細書等をインボイスの代替保存する場合

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

仕入明細書
《4月分》 ○年○月○日

●●(株)御中
登録番号 T0123456...

(株)△△
※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済みとします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	支払金額(税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
		日用品	10%	30,000
		...		
合計		支払金額(税抜)	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

(出所)国税庁資料を加工

ウ 委託販売等における特例

委託者が、媒介又は取次ぎの業務を行う媒介者等を介して販売等を行う場合において、委託者と媒介者

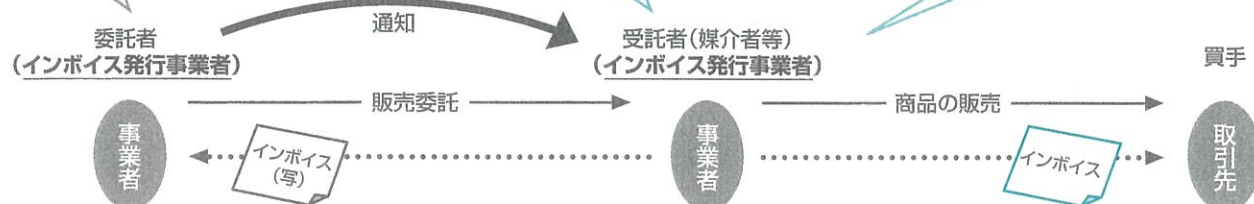
等の双方がインボイスの発行事業者であるときは、一定の条件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することができます。

例 委託販売

受託者に対し、インボイス発行事業者である旨の通知をする必要があります。

インボイスの「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを交付できます。



※委託者及び受託者の双方においてインボイスの写しを保存する必要があります(委託者に対して交付するインボイスの写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えないものとされます。)

【参考】売手とは異なる別の者(インボイス発行事業者に限りません。)が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを買手に対し交付する方法(代理交付)も認められます。

(出所)国税庁資料を加工

2 インボイスで仕入税額控除をする 買手側の対応

(1) 帳簿及びインボイスの保存

買手側で仕入税額控除の適用を受けるには、一定の事項を記載した帳簿と請求書等の両方を保存することが必要です。

また、免税事業者や消費者など、インボイスの発行事業者以外の者から仕入れを行った場合は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ア 保存が必要となる帳簿の記載事項 (現行と同じです。)

- ① 課税仕入れの相手方の氏名、あるいは、名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目であればそのことも記載します。)
- ④ 対価の額(実際に支払った金額)

イ 保存が必要となる請求書等とは

- ① 売手から交付されるインボイス
(簡易インボイスも含みます。)
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(インボイスの記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売等
や農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の販売等について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①～③の書類に係る電磁的記録

(2) 帳簿のみの保存で 仕入税額控除ができる場合

インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

① インボイスの交付義務が免除される

次の取引

- 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡
(3万円未満のものに限ります。)
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

② 簡易インボイスの記載事項を満たす入場券等で、その使用の際に回収される取引

③ 古物営業、質屋、宅地建物取引業を営む事業者がインボイスの発行事業者でない者から、古物、質物あるいは建物をその事業者の棚卸資産として取得する取引

④ インボイスの発行事業者でない者から再生資源や再生部品を棚卸資産として購入する取引

⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当等の課税仕入れ



ここがポイント

現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」や「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められていますが、令和5年10月のインボイス制度の導入後は、これらの特例は廃止されます。

また、現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目であること」や「税率ご

とに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限り、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、令和5年10月のインボイス制度の導入後は、このような追記をすることは認められないこととなりますので注意が必要です。



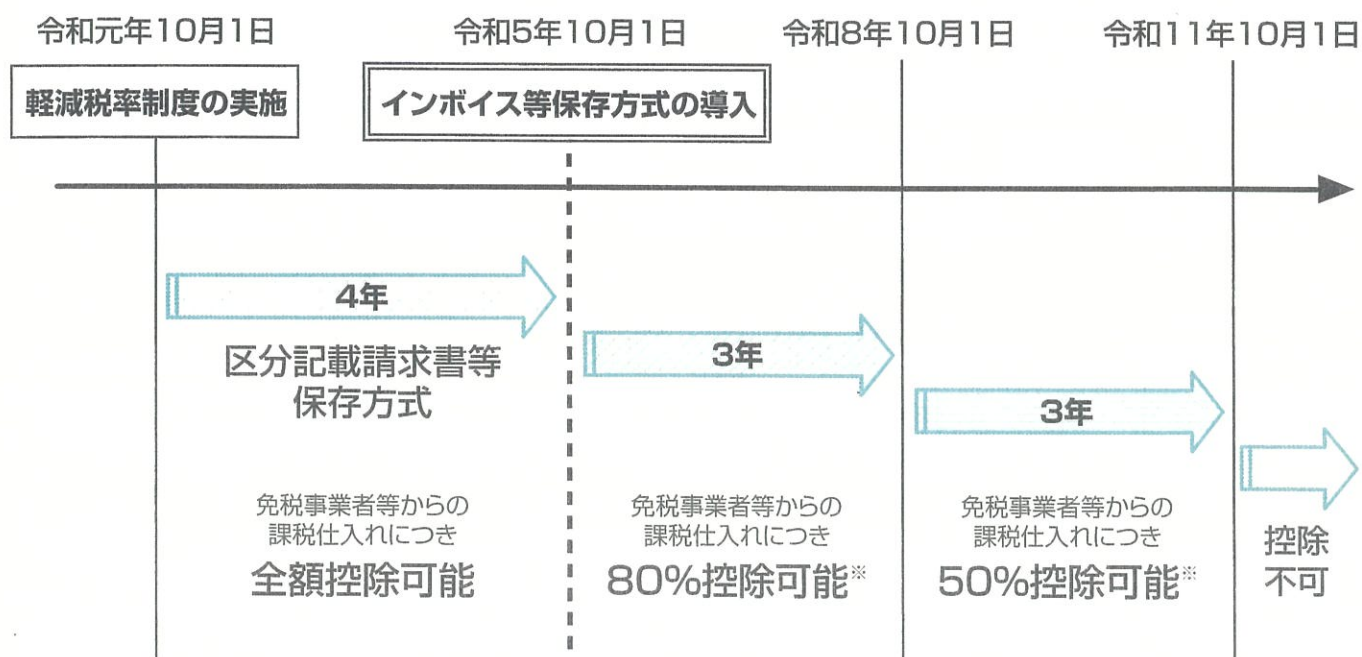
(3) 免税事業者からの課税仕入れに対する経過措置

インボイス制度の導入後は、免税事業者や消費者など、インボイスの発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受け

ることができません。

ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

■経過措置スケジュール図



※この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

(出所)国税庁資料を加工

3 税額計算の方法～ 積上げ計算と割戻し計算の選択

インボイス制度が導入される令和5年10月1日以降の売上税額と仕入税額の計算は、「積上げ計算」か「割戻し計算」のいずれかを選択することになります。

なお、積上げ計算とは、インボイスに記載のある消費税額等を文字通り積み上げて計算することをいいます。

一方、「割戻し計算」とは、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算することをいいます。

具体的には、下の図をご覧ください。

ここがポイント

売上税額の計算に「積上げ計算」を選択した場合にはその仕入税額の計算に「積上げ計算」のみが認められ、「割戻し計算」は認められません。ただし、売上税額の計算に「割戻し計算」を選択した場合には「積上げ計算」「割戻し計算」のいずれも認められます。



■税額計算の仕組み

《 売上税額 》

積上げ計算

インボイスに記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（インボイス発行事業者のみ可）。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

《 仕入税額 》

積上げ計算（原則）

インボイスに記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

割戻し計算（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
いずれか
選択可

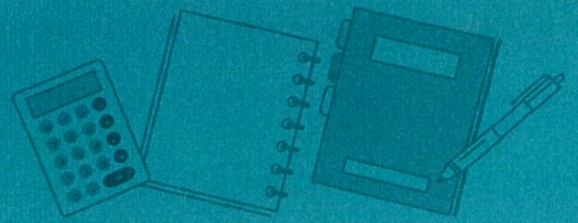
割戻し計算

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、インボイスの発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

（出所）国税庁資料を加工

Ⅲ 免税事業者に 求められる対応



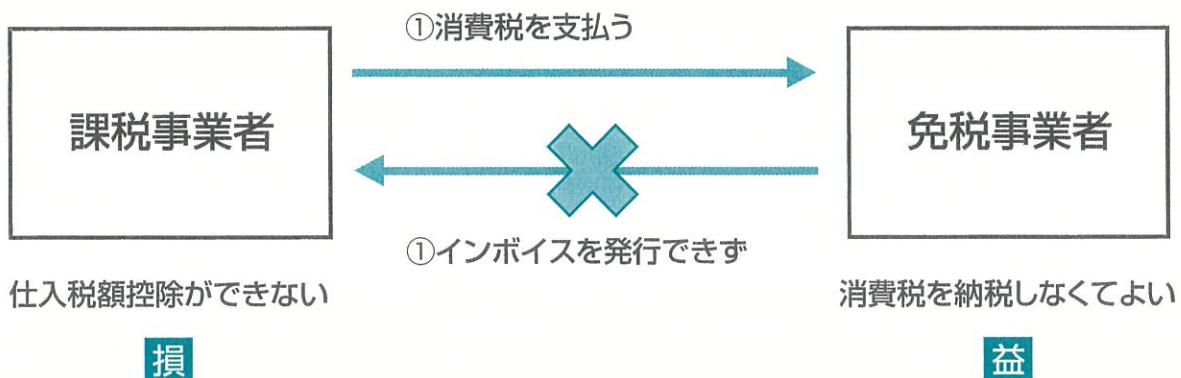
1 免税事業者に想定される事態と 求められる対応

(1) 取引先を失う可能性も

免税事業者は、そのままの状態ではインボイスの発行事業者になることができません。したがって、免税事業者を相手に仕入れなどの取引をする課税事業者にとっては、この取引に係るインボイスを入手することができませんから、この分の仕入税額控除ができないことに

なります。

これでは、免税事業者は消費税分を得する益税が生じることとなりますが、消費税分を支払った課税事業者は損することとなります。このため、免税事業者とは取引できないという事態も生じかねません。免税事業者にとっては、インボイス制度の導入を機に、これまでの取引先を失うことになる可能性があります。



(2) 取引先を失う事態を回避するには

免税事業者がこのような事態を回避するために、どのような方法が考えられるのでしょうか。

ア 課税事業者になりインボイスの発行事業者になる

一つは、消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となり、かつ、必要な登録申請をしてインボイスの発行事業者になることです。

インボイスの発行事業者になれば、インボイスを発行できますから、これまでの取引先を失うことにはなりません。

ただし、システム改修や自身の申告すべき消費税額

の計算など、経費面でも事務面でも新たな負担が生じることになります。

取引を継続できることと、これらの新たな負担とをよく比較して、インボイスの発行事業者になるべきかどうかを判断することになります。



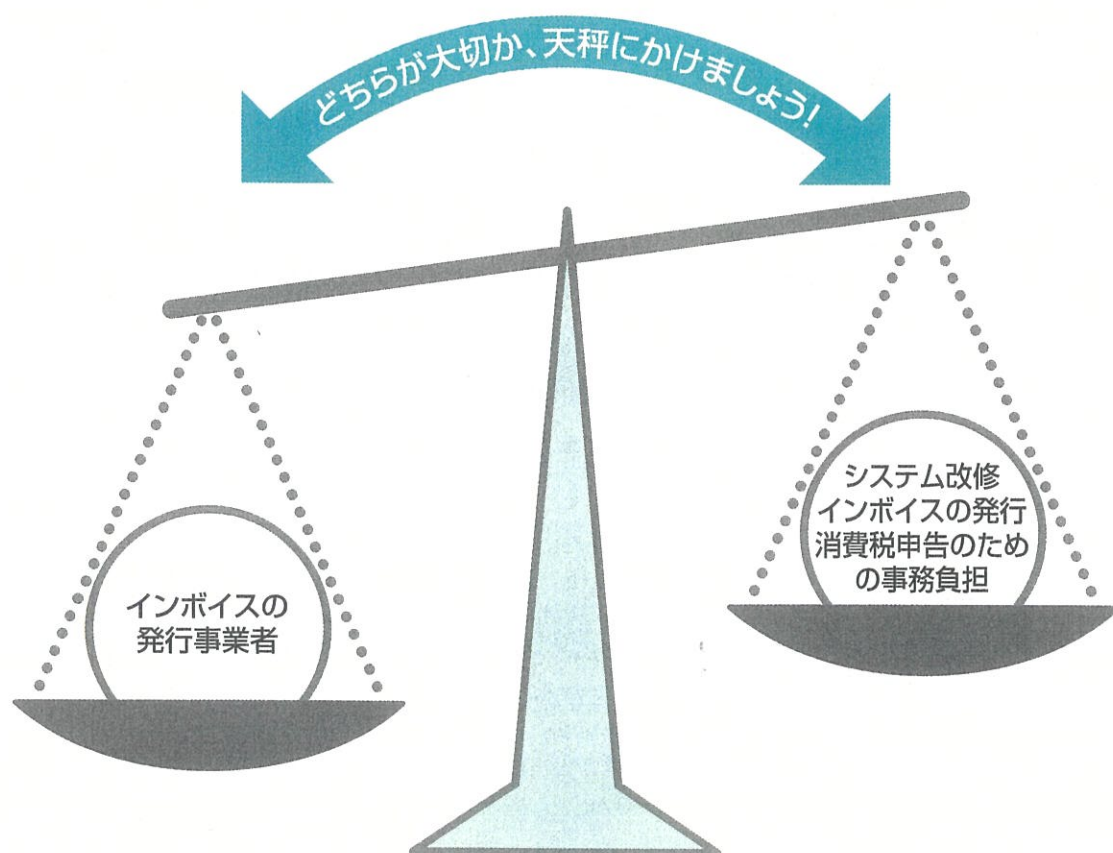
イ インボイスの発行事業者になりつつ、簡易課税制度を選択する

もう一つは、消費税課税事業者選択届出書を提出し、インボイスの発行事業者の登録申請をしつつ、さらに、簡易課税選択届出書を提出して簡易課税事業者になるという方法も考えられます。

この場合には、自身の消費税額の計算においては課税売上げのみを把握すれば、これに「みなし仕入れ率」をかけて仕入控除税額とすることができますので、

事務負担の面では純粋な課税事業者よりも軽くなります。しかし、インボイスを発行するためのシステム改修は必要になります。

また、簡易課税制度は一度選択すると、2年間は継続しなければなりません。したがって、大きな設備投資を予定している場合は消費税の還付を受けられませんので、注意が必要です。まさにインボイス発行のためのシステム改修が大きな設備投資に該当し得ますので、併せて注意する必要があるでしょう。



▶ ここがポイント

免税事業者がこれまでの取引先を失うことを回避するためには、インボイスの発行事業者になることが求められます。ただし、

インボイスを発行するためのシステム改修や新たな事務負担が生じることと比較検討した上での判断が必要となります。

2 免税事業者の登録手続

前記を踏まえて、免税事業者がインボイスの発行事業者の登録を受けるための具体的な手続を説明します。経過措置と合わせて確認してください。

(1) 原則～登録日が令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以降の場合

まず、免税事業者がインボイスの発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。具体的には、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までにインボイスの発行事業者の登録申請書を提出

出します。

例えば、暦年が課税期間の個人事業者や12月決算の法人であれば、課税期間の初日、令和6年1月1日の前日、令和5年12月31日から起算して1月前の日、つまり令和5年11月30日までに登録申請書を税務署に提出することになります。

令和4年12月期	令和5年12月期	令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年11月30日)	登録日 (令和6年1月1日)
免税事業者	免税事業者	インボイス発行事業者 (課税事業者)

(出所)国税庁資料を加工

(2) 経過措置～登録日が令和5年10月1日を含む課税期間の場合

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はあり

ません。

なお、経過措置の適用を受けてインボイスの発行事業者の登録を受けた場合、登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

例 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期	令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年3月31日*) ↓ 登録日 (令和5年10月1日*)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	インボイス発行事業者 (課税事業者)
		インボイス発行事業者 (課税事業者)

※令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。

(出所)国税庁資料を加工